庁議(局·区経営会議) 案件申込書

	△粧吕女 硪	<i>) *</i> IT'	十心百				申込日	平成	29 年	11	月	13 日		
案 件 名	措置入院者の退院後支援の充実について													
所 管	健康福祉	局区	福祉	部精	神保健福祉	保健福祉課 課 担当者				Þ	線			
概要	精神障害者の福祉の向上を図るため、平成30年4月から措置入院者の退院後における支援を充実 することについて諮るもの。													
容 成語音 (点論)	措置入院者の退院後支援の充実について 今後のスケジュール													
実施計画の 位置付け		番号及び †画事業名												
審議(希望)日	関係課長会議	平成29	年 10	月	26 日	政策	f調整会議		年		月	日		
西城(市主)口	局·区経営会議	平成29	年 11	月	20 日	Ī	效策会議		年		月	日		
	条例等の調整	t	ib <mark>議会」</mark>	程時期					報道への			青報提供 資料提供		
日程等 調整事項	パプリックコメント	なし	時期				議会へ	の情報扱	とは、	料提供 平成30年1月				
	審議会等、協議会等の設置	なし	個人情	報の目	的外利用	等	なし							
		関				調整項目		調整壮						
検討経過等	関係部局との 調整	職員課			定数要求、専門		門職採用		事務スケ	ジューノ	レに沿	って対応		
		月日 会議名等 .23~H29.1.25検討会議·作業部会 5.11~H10.23検討会議·作業部会 H29.10.26 関係課長会議			合 せ・会 議 の 経 過									
備考														
関係課長会議 の結果等	原案を一部修正しと部庁議へ付議する。 (局経営会議)													
関係課長会議	情報公開課 職員課 協員課 協議 報道						企画政際実際					財務課精神保健福祉センター		
の出席課・ 機関等														
機関等 これまでの 庁謙での 主な意見	THE PARTY OF THE P													

(1)事案の概要

経過·背景

本市において精神障害による措置入院を行った者が、退院後に県立津久井やまゆり園の入所者を殺傷した事件を契機として、国では措置入院者の退院後の支援の充実に向けた制度改正の準備が進められている。本市においては措置入院者の退院後支援の充実などに取り組んでいるが、措置入院者が退院後に継続的な支援を確実に受けられ、社会復帰につながるよう、さらなる支援の充実に必要な体制等について整備するもの。なお、今後予定されている法改正に対しても的確に対応する。

支援の充実に伴う新たな取組

措置決定

法に基づ〈措置入院の決定

院内面接等

本人面接等により状態の確認、支援者との関係づくり、支援の同意等

退院後の居住地が市外となる者の引継ぎ

個別ケース検討会議-(新規)

退院後支援計画の作成に向けた本人、家族、医療機関及び関係機関等による協議・情報共有計画作成 (新規)

退院後支援計画の作成・交付等

退院後支援 (退院後原則6か月以内) (新規)

退院後支援計画に基づき支援の実施、モニタリング・計画の見直し等

地域支援

退院後支援計画における支援経過の引継ぎを受け、医療を含めた地域生活支援を実施

法的に十分な裏づけはないため、本人、家族、他自治体や医療機関等の事業への理解の下で事業を実施

支援の充実に伴う体制(は新規事業) 連携した支援を行う

	①措置決定	②院内面接等	③☆個別ケース検討会議	④☆計画作成	⑤☆退院後支援 (計画に基づく)	⑥地域支援
【新】	精神保健	精神保健福祉課	精神保健福祉課 ※障害福祉相談課	精神保健福祉課	精神保健福祉課 ※障害福祉相談課	障害福祉
【旧】		障害福祉相談課	ı	1	1	相談課

(2)今後のスケジュール 4県市間で協議・情報交換等を継続

平成29年11月 平成30年度予算要求

平成30年 1月~ 医療機関等との情報交換等

医療機関・事業者等に対する説明、職員研修等 市ガイドラインの見直し

4月~新体制での事業開始、法改正後の体制の検討

(3)事業の効果

- ・退院後支援計画に基づいた支援を切れ目な〈受けることで、地域で安心してその人らしい生活を送ることが 期待できる。
- ・措置入院者のうち、約15%は措置入院歴があることから、再度措置入院になることを予防する効果も期待できる。
- ・支援に関わる関係機関の役割分担を明確にすることで、相互の顔の見える関係づくりが可能となり、有機的な連携を図ることができる。

(4)支援の充実に伴う事業経費・財源

退院後支援に係る経費(単年度要因要求の対象)

544千円

内訳 旅費 384千円、消耗品費 100千円、負担金等(研修参加) 60千円

財源 一般財源 544千円

財政支援については、機会を捉えて要望しており、今年度については地方交付税の上積みが行われたが、 今後については未定となっている。

庁議(局·区経営会議) 案件申込書

							申込日	平成29	年	11 月	13 日		
案 件 名	(仮称)権利擁護センターの設置について												
所 管	健康福祉	福祉			地域福祉 障害政策 課 担当者				内線				
概 要	高齢化の進行に伴う認知症高齢者の増加、親亡き後の障害者の地域生活支援のニーズの増加などの要因を踏まえて、市が実施する市民後見人養成・支援事業及び市社協が実施する日常生活自立支援事業等を含めた権利擁護に関する取組の一体的な推進のため、市社協内に(仮称)権利擁護センターを設置すること及び運営の支援について協議するもの。												
審議内容 (論点)	(仮称)権利擁護センターの設置運営について												
実施計画の 位置付け	なし 施策番号及び 実施計画事業名												
審議(希望)日	関係課長会議	平成29	年 10	月 3	B1 日	政策	調整会議		年	月	日		
	局·区経営会議	平成29 <mark>年</mark> 11			20 🛮	政	政策会議		年		日		
口和签	条例等の調整			:程時期					報道への情報提		なし		
日程等 調整事項	パブリックコメント	なし <mark>時期</mark>					議会へ	の情報提供	<mark>是供</mark> なし				
	審議会等、協議 会等の設置	なし		報の目	的外利用	等	なし						
		関	係部局名等			調	調整項目			調整状況			
	関係部局との 調整												
検討経過等	打合せ・会議の経過												
	月日	会議名等		内 容 (仮称)権利擁護センターの機能、運営体制等について、障害政策課									
	H29.10.2	担当者打合	23年打造で芸蔵 に			中央高齢者相談課、地域福祉課及び市社協担当者で検討							
	H29.10.17	担当者打合	せ会議	(仮称)権利擁護センターの機能、運営体制等について、際中央高齢者相談課、地域福祉課及び市社協担当者で検討									
備考													
関係課長会議 の結果等	原案を一部修正し 上部庁議へ付議する。 (局経営会議)												
関係課長会議 の出席課・ 機関等	総務法制課 企画政策課(代理) 経営監理課(代理) 財務課(代理) 財務課(代理) 健康福祉総務室 高齢政策課 地域包括ケア推進課 中央高齢者相談課 地域福祉課												
機関等 地域福祉課 障害政策課 [関係課長会議・事務事業調整会議] 設置の背景のうち、国の動向には、成年後見制度の利用の促進に関する法律(以下、「促進法」という。)に関する記載しかないが、(仮称)権利擁護センターの設置に向けては、障害者虐待防止法の施行や新オレンジブランの策定などを踏まえて検討した経過があるので、加えたほうがよいのではないか。 国の動向について、修正する。あんしんセンターの名称を変更することは問題ないと思うが、名称を「権利擁護センター」とする場合、市民は、市長申立ての事務や虐待防止に関する相談受付なども行うと認識するのではないか。実施する事業に応じた名称を検討したほうがよいのではないか。意見を踏まえて、関係課及び市社協と協議する。権利擁護の推進における課題に、高齢者及び障害者の虐待防止等も含めるべきではないか。合わせて、今後検討を要するものの合きではないか。(仮称)権利擁護センターでは、福祉サービスにおける権利擁護の取組について段階的に取り組んでいく予定であるが、今後検討を要するものの中に含めていく。 意見になるが、将来的には、(仮称)権利擁護センターにおいて、市長申立て業務なども含めた権利擁護に関する取組を一体的に実施することを検討してもよいのではないか。第7期高齢者保健福祉計画には、「(仮称)権利擁護センターとの連携」とともに、「権利擁護支援のための地域連携ネットワークづくりの推進」を掲載する予定であり、この中で中核機関の設置も含め、保険高齢部を中心に検討したいと考えている。 、地域連携ネットワーク(協議会等)の設立に向けては、地域団体等と議論を重ね、方向性を作り上げていきたいと考えている。。高齢者、障害者の権利を擁護する大事な事業であるので、連携して取り組んでもらいたい。後期実施計画の位置づけがないが、実施するということか、後期実施計画の位置づけがないが、実施するということか、後期実施計画の位置づけがないが、実施するということか、後期実施計画の位置づけがないが、実施するというたか、後期実施計画のの位置が対かれているのではあったものである。 海利権議官に関する表の限の会体を表示した方がよいのではないか													

事案の具体的な内容

(1)事案の概要

高齢化の進行に伴う認知症高齢者の増加、親亡き後の障害者の地域生活支援のニーズの増加などの要因を踏 まえて、市及び市社協では、(仮称)権利擁護センターの設置に関して及び設置に向けた支援について、各計

平成28年5月には、成年後見制度の利用促進に関する法律が施行され、成年後見制度の利用促進に関する 施策の実施について、市町村に対して新たに努力義務が課せられた。

こうしたことから、権利擁護の推進を図るため、(仮称)権利擁護センターの設置に向けて取り組むもの。

(2)市及び市社協計画の位置づけ

・第3期地域福祉計画

・第2期障害者福祉計画 中期実施計画

・第6期高齢者保健福祉計画 ・第8次市社協地域福祉活動計画

(3)権利擁護に関する現在の取組

・成年後見制度に関する相談受付

・成年後見制度利用支援事業

・市民後見人養成・支援事業(市社協へ委託)

市社協

・日常生活自立支援事業

・成年後見(法人後見)事業

・市民後見人養成・支援事業(市事業の受託)

(4)権利擁護の推進における課題

- ・成年後見制度に関する各相談窓口の役割の整理・・成年後見制度の利用促進
- ・地域連携ネットワーク(協議会等)の設立、地域連携ネットワークの中核機関の設置と円滑な運営

(5)(仮称)権利擁護センターの機能

- ・成年後見制度に関する各相談窓口の中心的な役割
- ・成年後見制度の利用促進

設置主体 市社協

設置場所 あじさい会館(現 地域福祉課臨時福祉給付金支給班のスペース活用を検討中)

(6)新たに追加する事業

親族後見人等への支援

・権利擁護相談員の配置

・成年後見制度に関する専門的な相談の実施

成年後見制度利用促進

- ・パンフレットの作成、配布
- ・成年後見制度の利用促進を目的とした市民及び福祉職職員向けの講座等の開催
- ・コミュニティソーシャルワーカー (CSW)との連携による要支援者への制度周知、利用促進

(7)新たに追加する事業の効果

- ・相談しやすい体制の整備
- ・成年後見制度に関する専門的な相談体制の整備
- ・成年後見制度の利用促進

(8)事業経費

新規事業にかかる経費(年額)

・権利擁護相談員の配置(嘱託職員1人) 3,500千円

・講師謝礼

76千円 _20千円

・専門家(司法書士等)による相談受付業務委託 604千円 ・利用促進パンフレット作成費

100千円

・会場使用料 合計

4.300千円

(9)財源確保の考え方

相模原あんしんセンター事業補助金の見直し及び市社協による財源投入とともに、障害者及び高齢者に対す る既存事業の見直しにより確保する。

新規事業にかかる経費

4,300千円

あんしんセンター事業補助金の見直し及び市社協による財源投入の確保分 2,290千円

障害者及び高齢者に対する既存事業の見直しで確保

2,010千円

(10) 今後のスケジュール

平成29年10月~11月 庁議

平成30年 1月 市社協理事会、評議員会

平成30年 4月 (仮称)権利擁護センターの設置、新規事業の実施

平成30年 4月以降 広報さがみはら、市及び市社協ホームページなどの広報媒体の活用に

健康福祉局経営会議 議事録

開催日 平成29年11月20日(月)

出席者 梅沢副市長 健康福祉局長 福祉部長 保険高齢部長 保健所長

健康福祉総務室長 地域福祉課長 高齢政策課長 地域保健課長

精神保健福祉センター所長 精神保健福祉課長

1 措置入院者の退院後支援の充実について

(説明者:福祉部長)

(1)主な意見等

精神保健福祉法の改正にかかる国の動向は。

法案の再提出について検討中とのことであり、引き続き注視していく。改正法 の施行は平成31年4月頃と見込んでいる。

新体制における退院後支援とあわせて、地域支援を充実させることが必要だと考えるが、どのように考えているか。

退院後支援計画を軸として、地域支援においても医療、保健、福祉の包括的な連携により、患者を見守り、支援の中断等がないように対応していきたいと考えている。

関係者や関係機関などに説明する際には、計画に基づく退院後支援とその後の地域支援の内容をより具体的に示されたい。

承知した。

(2)結果

原案のとおり承認する。

以上

健康福祉局経営会議 議事録

開催日 平成29年11月20日(月)

出席者 梅沢副市長 健康福祉局長 福祉部長 保険高齢部長 保健所長

健康福祉総務室長 高齢政策課長 地域保健課長

中央高齢者相談課長(代) 障害政策課長 地域福祉課長

2 (仮称)権利擁護センターの設置について

(説明者:福祉部長)

(1)主な意見等

「権利擁護センター」という名称は、市民に難しい印象を与えるのではないか。

名称については、市民に当該センターの取組内容が理解しやすく、また、 親しみを持っていただけるものとなるよう、市社会福祉協議会と調整を進 める。

権利擁護相談員には何らかの資格を求めるのか。

現状では資格を求めるものではないが、権利擁護相談員は、適切な支援につなげる役割を担うため、一定の経験者の採用を予定しており、事例の 積み重ね、職員との連携を進めてスキルアップを図っていく。

(2)結果

原案のとおり承認する。

以上